

令和4年自転車指導啓発重点地区・路線

【逗子警察署】



(c)2022 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.

この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

逗子地区

【選定理由】

- ・ 駅、駐輪場、商業施設が多数あり、通勤・通学、買物等での**自転車利用者が多く、歩道通行や逆走する自転車も多い。**
- ・ **自転車関連事故が多発傾向**（令和3年中、人身事故5件）
- ・ **自転車利用者のルール違反やマナーについての要望がある。**

逗子地区でよく見られる 自転車利用者の違反形態

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 携帯電話等を使用しながらの運転
- 警報後の踏切立入り



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、**車道寄りをすぐに止まれるスピード**で走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は**一時停止**をしましょう。

2 ながら運転は危険！

片手運転になったり、**周りの危険を発見することができず**、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。